

主要施策5 教科担任制の導入と35人以下学級の計画的な整備

4年度当初（人件費対応）
（3年度当初（人件費対応））

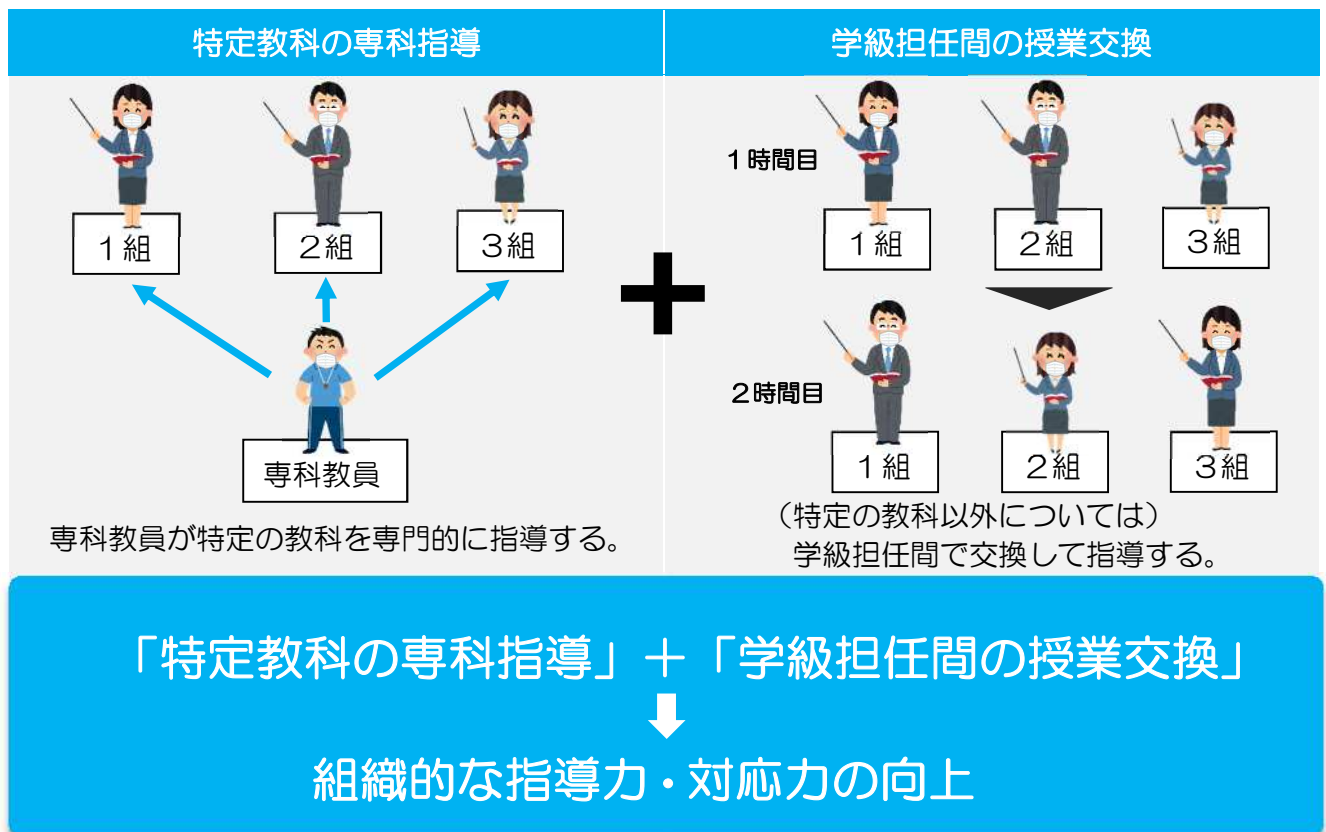
【基本的な考え方】

専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の働き方改革を進めるため、市町村立小学校（政令市を除く）高学年において教科担任制を導入する（21人）。
また、子どもたち一人ひとりの最適な学びを実現するため、市町村立小学校（政令市を除く）3年生において35人以下学級を実施する（101人）。

新 1 教科担任制の導入

市町村立小学校（政令市を除く）高学年において、国が優先的に専科指導の対象とすべき教科としている「外国語、理科、算数、体育」を中心とした専科指導を行うことにより、義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現を図る。

また、併せて学級担任間の授業交換を行うことで、特定教科の専科指導に留まらず、学校の組織的な指導力・対応力の向上をめざす。



教科担任制の導入により期待できる効果

- ☆ 専科教員による専門的な教科指導
- ☆ 同一授業の複数回実施による指導力の向上
- ☆ 中学校の学びに繋がる系統的な教科指導
- ☆ 多くの教員が多角的な視点から日常的にかかわることによる多面的な児童理解
- ☆ 組織的な対応によるいじめ等の重篤化、長期化の防止
- ☆ 教材研究・授業準備等による教員の負担軽減
- ☆ 学校の組織力向上



㊦ 2 35人以下学級の小学校3年生への拡大

市町村立小学校（政令市を除く）の学級編制については、令和3年4月の義務標準法の改正により、令和3年度から5年かけて段階的に40人学級から35人学級へ移行することとなった。

令和4年度は第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げ、令和7年度には小学校の全学年で35人以下学級を実現する。

【令和3年度から令和7年度の5年間で段階的に実施】

年度	R3	R4	R5	R6	R7
小学校 (40人→35人)	小2	小3	小4	小5	小6

学校が抱える課題と35人以下学級の実施による効果

新学習指導要領が求める主体的・対話的で深い学びの実現

教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保

いじめ、暴力行為や不登校など指導面の課題への対応

複雑で多様な教育課題への対応

35人以下学級の実施

子どもたち一人ひとりの最適な学びの実現

少人数によるきめ細かな指導により期待できる効果

- ☆ 一人ひとりの理解度や興味・関心を踏まえたきめ細かな学習指導
- ☆ 児童の主体的な活動を重視し、学びの質を向上
- ☆ 教室にゆとりが生じ、様々な活動が可能
- ☆ 教員と児童一人ひとりの信頼関係の構築
- ☆ 子どもたちが抱える指導上の課題に即した個別指導の充実
- ☆ 配慮を要する子どもへのきめ細かな指導・支援

(問合せ先) 【1】 教育局支援部子ども教育支援課 課長 古島 電話 045-210-8212
 【2】 教育局行政部教職員人事課 課長 羽鹿 電話 045-210-8133